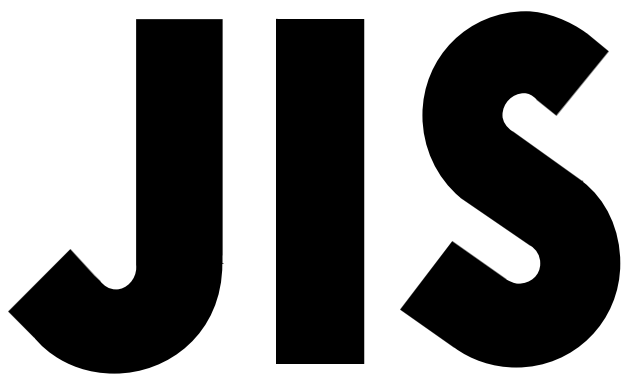




石油製品一成分試験方法―第2部：
ガスクロマトグラフ法による全成分の求め方

JIS K 2536-2 : 2022

(PAJ)

令和4年5月20日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	千 葉 光 一	関西学院大学
(委員)	飯 塚 隆	公益社団法人自動車技術会
	上 野 博 子	一般財団法人化学物質評価研究機構
	上 野 祐 子	中央大学
	大 野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	小 川 修	一般社団法人日本塗料工業会
	斉 藤 良	日本プラスチック工業連盟
	中 川 勝 博	一般社団法人日本分析機器工業会
	中 島 眞 理	一般社団法人日本ゴム工業会
	野 中 玲 子	一般社団法人日本化学工業協会
	花 村 美 保	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	林 英 男	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	林 幸	国立大学法人東京工業大学
	保 倉 明 子	東京電機大学
	三 浦 安 史	石油連盟
	山 崎 初 美	主婦連合会
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 15.6.20 改正：令和 4.5.20

官 報 掲 載 日：令和 4.5.20

原 案 作 成 者：石油連盟

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 TEL 03-5218-2302)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 千葉 光一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 試験の原理	3
5 試薬	3
6 試験器及び器具	4
7 試験の準備	5
8 試験器の検証	12
9 試料の採取方法及び調製方法	12
10 試験の手順	12
11 計算方法	13
12 結果の表し方	14
13 精度	15
14 試験結果の報告	15
附属書 A (参考) ガスクロマトグラフ法による迅速な全成分の求め方	25
附属書 B (参考) 試験方法の種類	38
解 説	39

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、石油連盟 (PAJ) から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS K 2536-2:2003** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS K 2536 規格群（石油製品－成分試験方法）は、次に示す部で構成する。

JIS K 2536-1 第 1 部：蛍光指示薬吸着法

JIS K 2536-2 第 2 部：ガスクロマトグラフ法による全成分の求め方

JIS K 2536-3 第 3 部：ガスクロマトグラフによる芳香族の求め方

JIS K 2536-4 第 4 部：デュアル式ガスクロマトグラフ法による成分の求め方

JIS K 2536-5 第 5 部：ガスクロマトグラフによる酸素化合物の求め方

JIS K 2536-6 第 6 部：酸素検出式ガスクロマトグラフによる酸素分・酸素化合物の求め方

石油製品—成分試験方法—

第2部: ガスクロマトグラフ法による全成分の求め方

Petroleum products—Testing method of components— Part 2: Determination of total components by gas chromatography

1 適用範囲

この規格は、JIS K 2254 に規定する常圧法による終点が 250 °C 以下の石油製品中のベンゼン、トルエン、キシレン、メタノール、エタノール、メチルターシャリーブチルエーテル（以下、MTBE という。）、エチルターシャリーブチルエーテル（以下、ETBE という。）及びその他の炭化水素成分並びに灯油分をガスクロマトグラフ法によって求める方法について規定する。

この試験方法は、アルコール類、エーテル類などの酸素化合物を含む試料に適用してもよいが、メタノール、エタノール、MTBE、ETBE 以外の酸素化合物を測定する場合は、その成分の分離確認、同定及び相対補正係数を決定してから測定する。

なお、加鉛ガソリンには適用しない。

注記 1 この試験方法による定量下限は、ベンゼン、トルエン、キシレン、メタノール、エタノール、MTBE、ETBE 及びその他の炭化水素成分は、それぞれ体積分率 0.1 %、灯油分は、体積分率 1.0 % である。

注記 2 ガスクロマトグラフ法による迅速な全成分の求め方は、**附属書 A** を参照。

注記 3 この規格群で記載している試験方法は、**附属書 B** を参照。

警告 この規格は、危険な試薬、操作及び試験器を用いることがあるが、安全な使用方法を全てにわたって規定しているわけではないので、この試験方法の使用者は、試験に先立って、適切な安全上及び健康上の禁止事項を決めておかなければならない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 0114 ガスクロマトグラフィー通則

JIS K 0512 水素

JIS K 1107 窒素

JIS K 2249-1 原油及び石油製品—密度の求め方—第1部：振動法

JIS K 2249-2 原油及び石油製品—密度の求め方—第2部：浮ひょう法

JIS K 2249-3 原油及び石油製品—密度の求め方—第3部：ピクノメータ法

JIS K 2251 原油及び石油製品—試料採取方法

JIS K 2254 石油製品—蒸留性状の求め方